

予算の繰越使用の報告について

平成25年度藤沢市下水道事業費特別会計の繰越使用について、別紙繰越計算書のとおり報告する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

平成25年度藤沢市下水道事業費特別会計の繰越額を使用するので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

参 考

地方公営企業法 抜粋

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

平成25年度藤沢市下水道事

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
1 下水道 事業 資本的 支出	1 建設 改良費	南部処理区 管渠建設 事業	1,409,009,872	432,975,609	976,034,263
		辻堂浄化 センター 建設事業	75,300,000		75,300,000
		新市街地 下水道 建設事業	32,041,640		32,041,640

業費特別会計予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金	不用額	翌年度繰越 額に係る 繰越を要す るたな卸 資産の購入 限度額	説 明
特 定 財 源						
国 県 支 出 金	地 方 債	その他				
326,195,100	649,600,000		239,163			国の経済対策による補正予算に対応するため及び権利者との調整に時間を要したため
23,216,000	52,000,000		84,000			国の経済対策による補正予算に対応するため
8,493,964	8,900,000		14,647,676			国の経済対策による補正予算に対応するため及び権利者との調整に時間を要したため